

## 第4章 日常管理を基本とした施設の保安全管理

本県では、ストックマネジメントの考え方を踏まえ、農業水利施設保安全管理情報を整備し、施設の日常管理を基本に、計画的かつ効率的・効果的に施設の機能診断と対策工事を行い、施設を保安全管理します。

### 4-1 保安全管理の手順

本県では、第2章で示した「施設保安全管理の基本フロー」を参考に、本県独自の農業水利施設保安全管理情報を整備・管理・運用し、効率的・効果的に施設を保安全管理します。

#### (1) 施設保安全管理の流れ

施設管理者は、施設の日常管理を基本に、適切に施設を保安全管理します。

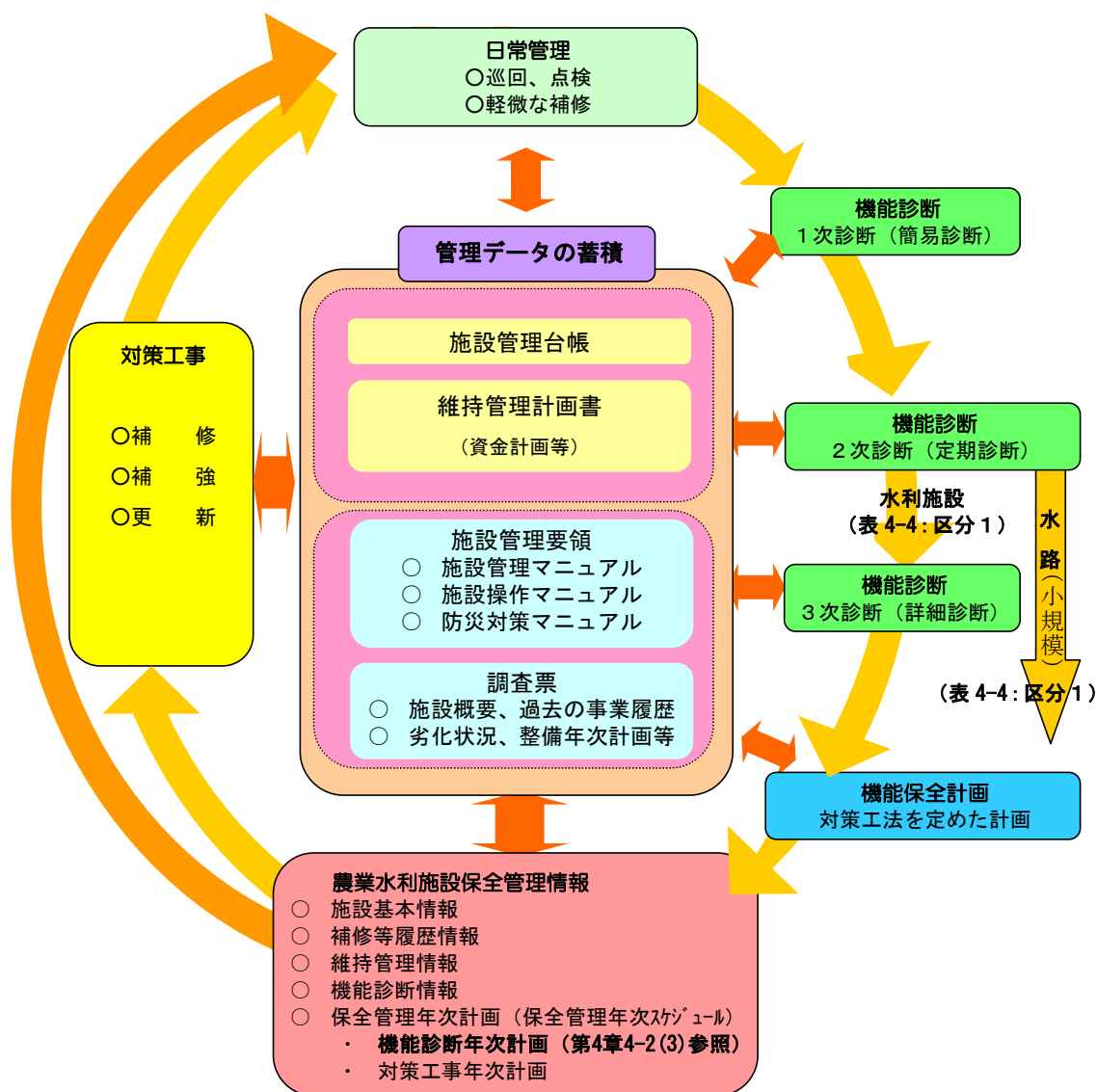


図 4-1 本県における施設保安全管理のフロー

## (2) 施設保全管理の手順

### ア **ステップ① 日常管理** 巡回、点検、軽微な補修

- (ア) 施設の基礎情報となる施設管理台帳や維持管理計画を整理します。
- (イ) 施設管理者が施設の巡回点検や定期点検、土砂さらい等の日常管理を行います。
- (ウ) 豪雨など、緊急時における対応を行います。
- (エ) 巡回点検や定期点検で得られた異常箇所等の情報を必ず記録に残します。
- (オ) 日常管理のほか、非常時における的確かつ迅速な対応に備えて、施設管理要領を策定します。
- (カ) 施設管理要領に基づき各種マニュアルを作成し施設を管理します。
  - a 施設管理マニュアル  
日常管理の点検記録を整理し、施設の不具合などの早期発見に努めます。
  - b 施設操作マニュアル  
適正な操作による施設の長寿命化を図ります。
  - c 防災対策マニュアル  
洪水時等における迅速な対応に努めます。

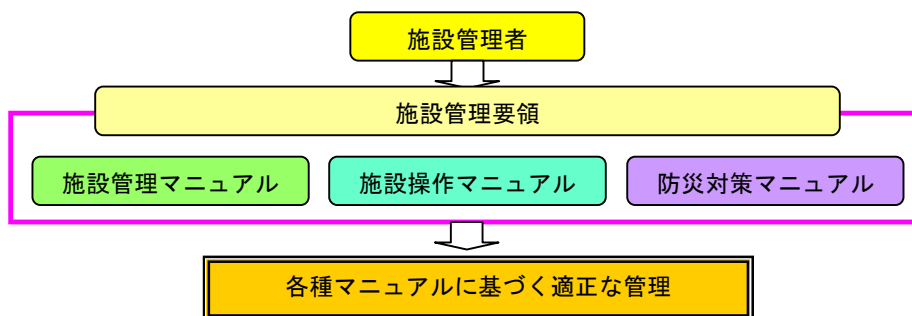


図 4-2 施設管理要領に基づく施設の管理

### ここがポイント①

◎ 施設の日常管理の方法や状態、補修等の履歴、維持管理上の問題点等の情報を一元管理し、ストックマネジメントを推進するために必要な技術的基礎資料として活用します。

### イ **ステップ② 機能診断** 劣化状況の把握（1次診断、2次診断、3次診断）

- 日常管理では把握できない施設の劣化や機能低下の進行状況について確認します。
- (ア) 機能診断は、1次診断（年2回）→2次診断（原則5年毎）→3次診断（2次診断の判定結果による）の順に行います。
  - (イ) 日常管理や1次診断（簡易診断）及び過去の補修履歴などで得られた情報を踏まえ、より具体的に施設の劣化状況や要因を把握します。
  - (ウ) 資料収集や施設管理者からの聴き取り調査、遠隔目視による概況把握、近接目視、計測等による定量的な調査をもとに診断します。

＜機能診断の基本フロー＞

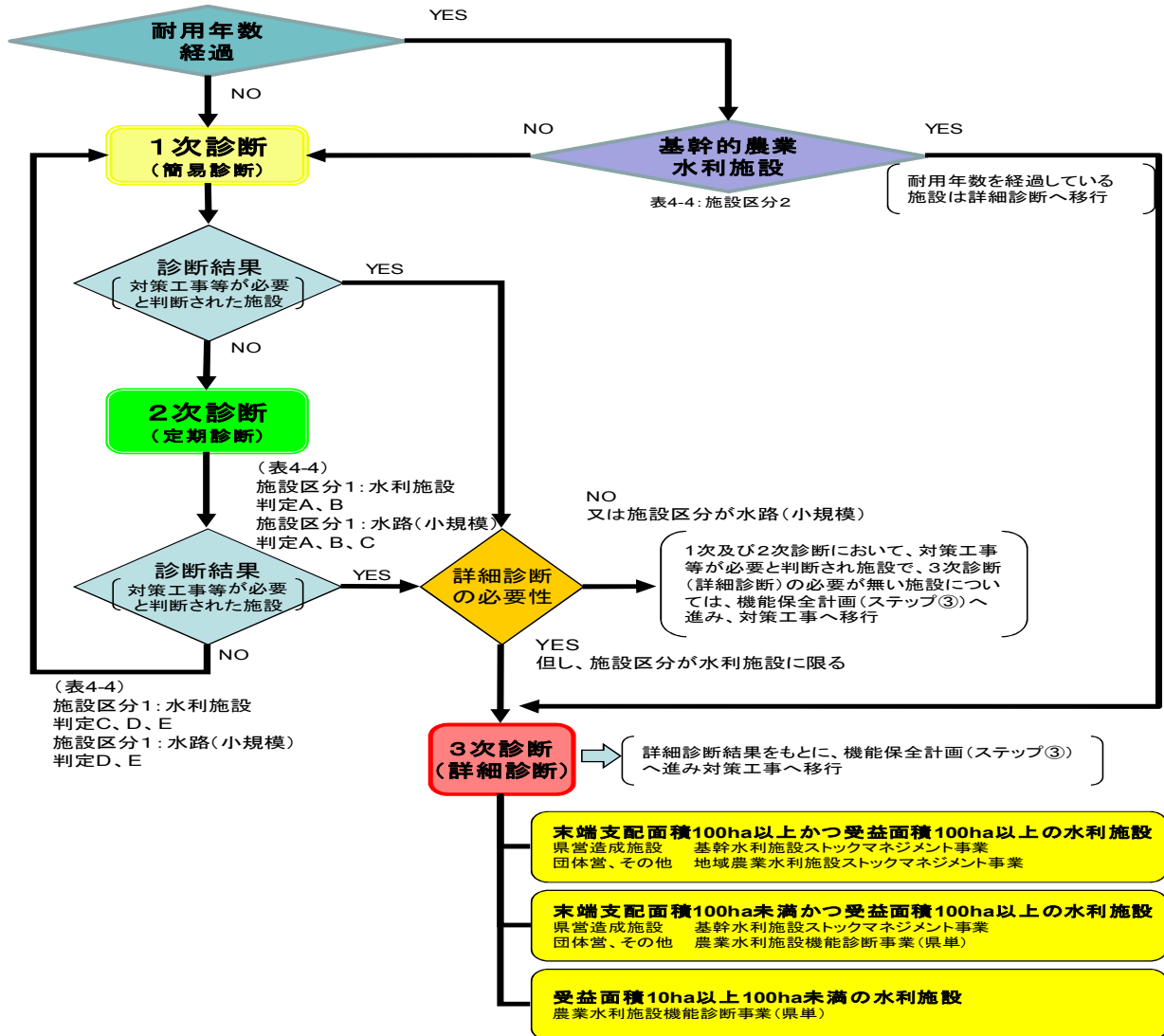


図 4-3 農業水利施設の機能診断の基本フローと3次診断の活用事業

【施設区分及び規模別の3次診断(詳細診断)の活用事業】

2次診断(水土保全強化対策事業<土地改良施設管理円滑化事業>等の機能診断)の判定の結果、劣化度判定A又はB(詳細な機能診断が必要)と判断された施設は、施設の区分及び規模別に以下の事業を活用して3次診断を行います。

- 水利施設(ダム、頭首工、ため池、用水機場、排水機場、ずい道、及び受益面積100ha以上の樋門、水路、集水渠)
  - 末端支配面積100ha以上かつ受益面積100ha以上の水利施設
    - 県営造成施設 基幹水利施設ストックマネジメント事業
    - 団体営、その他 地域農業水利施設ストックマネジメント事業
  - 末端支配面積100ha未満かつ受益面積100ha以上の水利施設
    - 県営造成施設 基幹水利施設ストックマネジメント事業
    - 団体営、その他 農業水利施設機能診断事業(県単)
- 水利施設(ダム、頭首工、ため池、用水機場、排水機場、ずい道)
  - 受益面積10ha以上100ha未満  
 農業水利施設機能診断事業(県単)

表 4-1 機能診断の区分

機能診断の区分	実施者	機能診断の内容	診断評価	対応事業等	実施サイクル
1次診断 (簡易診断)	施設管理者	簡易診断マニュアルによる簡易診断	簡易診断マニュアルに基づき評価 (2次診断に活用)	施設管理者が施設の定期点検として行う。	原則年2回
2次診断 (定期診断)	施設管理者 (県土連)	構造や機能の変状を含めた、施設全体の状況について把握	基幹的農業水利施設調査票に基づき施設の劣化進行度を5段階(ABCDE)で判定(県独自基準) (水利施設:3次診断に活用) (水路:対策工事に反映)	水土保全強化対策事業(土地改良施設円滑化事業)等による機能診断	◎水利施設 原則 5年毎 ◎受益100ha以上の水路 5~10年毎 ◎受益10ha以上100ha未満の水路 5~10年毎
3次診断 (詳細診断)	施設管理者 (県土連、県市町等)	詳細点検による変状の程度、原因を把握	農業水利施設ストックマネジメントマニュアル(国版)等に基づく「施設の健全度」のランク(S-1~S-5)を決定し、対策の実施方針を示す。	(末端支配面積100ha以上かつ受益面積100ha以上) ◎県営造成施設 基幹水利施設ストックマネジメント事業 ◎団体営、その他 地域農業水利施設ストックマネジメント事業  (末端支配面積100ha未満かつ受益面積100ha以上) ◎県営造成施設 基幹水利施設ストックマネジメント事業 ◎団体営、その他 農業水利施設機能診断事業(県単)  (受益面積10ha以上100ha未満) 農業水利施設機能診断事業(県単)	◎耐用年数を経過した基幹的水利施設(表4-4:施設の区分2)  ◎2次診断の結果A又はB判定を受けた水利施設(表4-4:施設の区分1)

表 4-2 2次診断(定期診断)結果における劣化度判定

水利施設	劣化度総合判定	水路
全体的に劣化の状況が顕著。施設全体の機能を果たすことが困難。早急な更新整備について検討する必要性あり。	A	貫通ひび割れが生じるなど、B評価が進行。改築の必要性あり。
全体的に劣化が進んでいる。施設全体の機能に影響を及ぼしており、機能を果たすためには改築や補修等を含めた更新整備について検討する必要性あり。	B	コンクリート躯体等に変形が生じている。補強の必要性あり。
全体的に劣化が進んでいる。施設全体の機能に影響を及ぼす程度ではないが、補修の必要性あり。	C	目地の劣化、コンクリートのひび割れ等により、顕著な漏水が生じている。補修の必要性あり。
軽微な変動は確認できるが、全体的に劣化が進んでいない。施設機能を果たしている。	D	軽微な変動が確認できるが、通常の使用に支障はない。今後も観察を続ける必要あり。
施設全体の状況も良く、施設の正常な機能を果たしている。	E	新設時点とほぼ同様。対策不要。

表 4-3 3次診断(詳細診断)結果における健全度

健全度	施設の状態
S-1	施設の構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状態。近い将来に施設機能が失われる、又は著しく低下するリスクが高い状態。補強では経済的な対応が困難で、施設の更新が必要な状態。
S-2	施設の構造的安定性に影響を及ぼす変状が認められる状態。補強を伴う工事により対策が可能な状態。
S-3	変状が顕著に認められる状態。劣化の進行を遅らせる補修工事等が適用可能な状態。
S-4	軽微な変状が認められる状態。
S-5	変状がほとんど認められない状態。

表 4-4 施設区分と機能診断時における施設区分の定義

施設の区分			機能診断劣化度判定の区分	水利施設の種類の	備考
区分1	区分2	区分3			
水利施設	基幹的水利施設	単体施設	水利施設	(受益面積100ha以上) ダム、頭首工、ため池、用水機場、排水機場、樋門、集水渠	一級河川に設置されている頭首工、用排水機場、樋門、集水渠が対象
		水路	水路	(受益面積100ha以上) 水路(ずい道を含む)	
			水利施設	上記水路の同一路線上の付帯施設 頭首工、用水機場、排水機場、集水渠など	
	水利施設		水利施設	(受益面積10ha以上100ha未満) ダム、頭首工、ため池、用水機場、排水機場、ずい道	一級河川に設置されている頭首工、用排水機場が対象
水路(小規模)			水路	(受益面積100ha未満) 水路	同一路線上の付帯構造物含む

### ここがポイント②

- ◎ 機能診断を行い、施設の状態を適切に把握し評価することが、施設機能の長寿命化を図るうえで重要です。
- ◎ 基幹的水利施設については、2次診断判定の劣化状況により、3次診断（詳細機能診断）を行います。
- ◎ 2次診断（定期診断）の結果、C D E 判定を受けた基幹的水利施設の単体施設は原則5年後に、受益面積 100ha 以上の水路は5～10年後に2次診断を実施します。
- ◎ 2次診断の結果、A B C判定を受けた水路(受益面積 10ha 以上 100ha 未満)については、対策工事の検討を行います。
- ◎ 小規模な施設などにおいて、施設管理者が行う1次診断（簡易診断）で得た知見の範囲で、明らかに対策工事が必要な施設や、施設の劣化度や健全度の把握が可能な場合は、（ステップ③）の機能保全計画へ進みます。

#### 【注意事項】耐用年数を経過した基幹的農業水利施設の機能診断について

すでに耐用年数を迎えた単体施設については、原則、3次診断（詳細診断）を速やかに実施し機能保全計画を策定するとともに、適時・適切な保全対策を実施します。

1次診断



水路の巡回点検

2次診断



目視によるひび割れの確認

3次診断



電磁波による管内の詳細調査

### ウ ステップ③ 機能保全計画 対策工法を定めた計画

定期的かつ継続的に行う機能診断の結果に基づき、施設機能保全の対策工法等を定めた機能保全計画を策定します。

- (ア) 施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るためには、健全度や劣化度など、機能診断の結果を基に、適切な時期に対策を実施することが重要です。
- (イ) 機能診断結果に基づき、次の要領で機能保全計画を作成します。

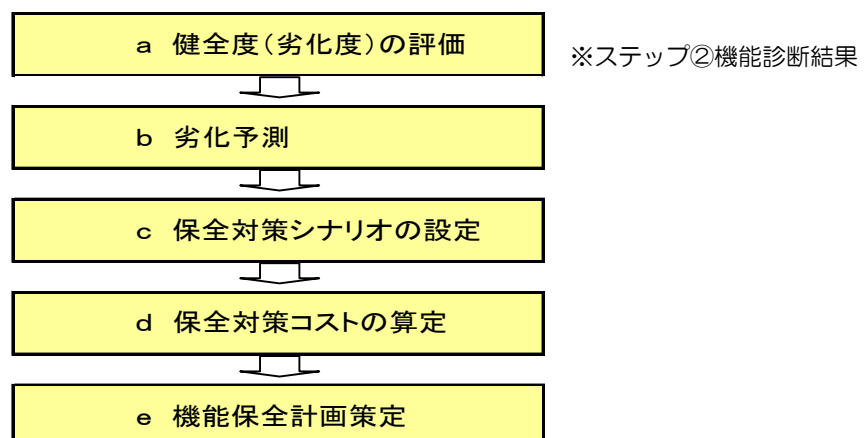


図 4-4 機能保全計画策定フロー



a 健全度（劣化度）の評価

機能診断結果に基づき、健全度（劣化度）の判定を行います。

(a) 機能診断時の区分

① 水利施設（ダム、頭首工、ため池、用水・排水機場、ずい道、及び受益面積 100ha 以上の樋門、集水渠）

3 次診断の結果に基づき、各施設の健全度を 5 段階（S 1 ～ S 5）で評価します。

② 水 路

2 次診断の結果に基づき各施設の劣化度を 5 段階（A ～ E）で評価します。

b 劣化予測

健全度（劣化度）から今後の劣化予測を行います。

c 保全対策シナリオの設定

対策の要否、補修の時期や規模の異なる技術的・経済的に実施可能と考えられる対策工法を複数設定し、対象施設の対策時期と対策工法を検討します。

(a) 健全度（劣化度）に基づく対策工事

健全度（劣化度）に基づく基本的な対策工事の考え方を図 4-5 に示します。



図 4-5 健全度（劣化度）に基づく対策工事の考え方

(b) 保全対策シナリオの設定

今後、施設の保全対策をいつ・どの範囲に対して、どのような考え方に基づいて対応していくのかを検討します。

表 4-5 保全対策シナリオの設定

保全対策のシナリオ	内容	
	水利施設	水 路
機能保全①	健全度S-3 重要度の高い施設 (機能低下に伴う影響が大)	劣化度判定C 重要度の高い施設 (機能低下に伴う影響が大)
機能保全②	健全度S-2 機能保全①と更新整備の中間	劣化度判定B 機能保全①と更新整備の中間
更新整備	健全度S-1 機能保全対策より更新整備の方が経済的	劣化度判定A 機能保全対策より更新整備の方が経済的
事後保全	・比較的重要度の低い末端水路施設 ・事故への対応	比較的重要度の低い末端水路施設

d 保全対策コストの算定

対策実施後の維持管理経費を考慮して、シナリオ毎に対策に要するコストを算定し最適な対策を決定します。

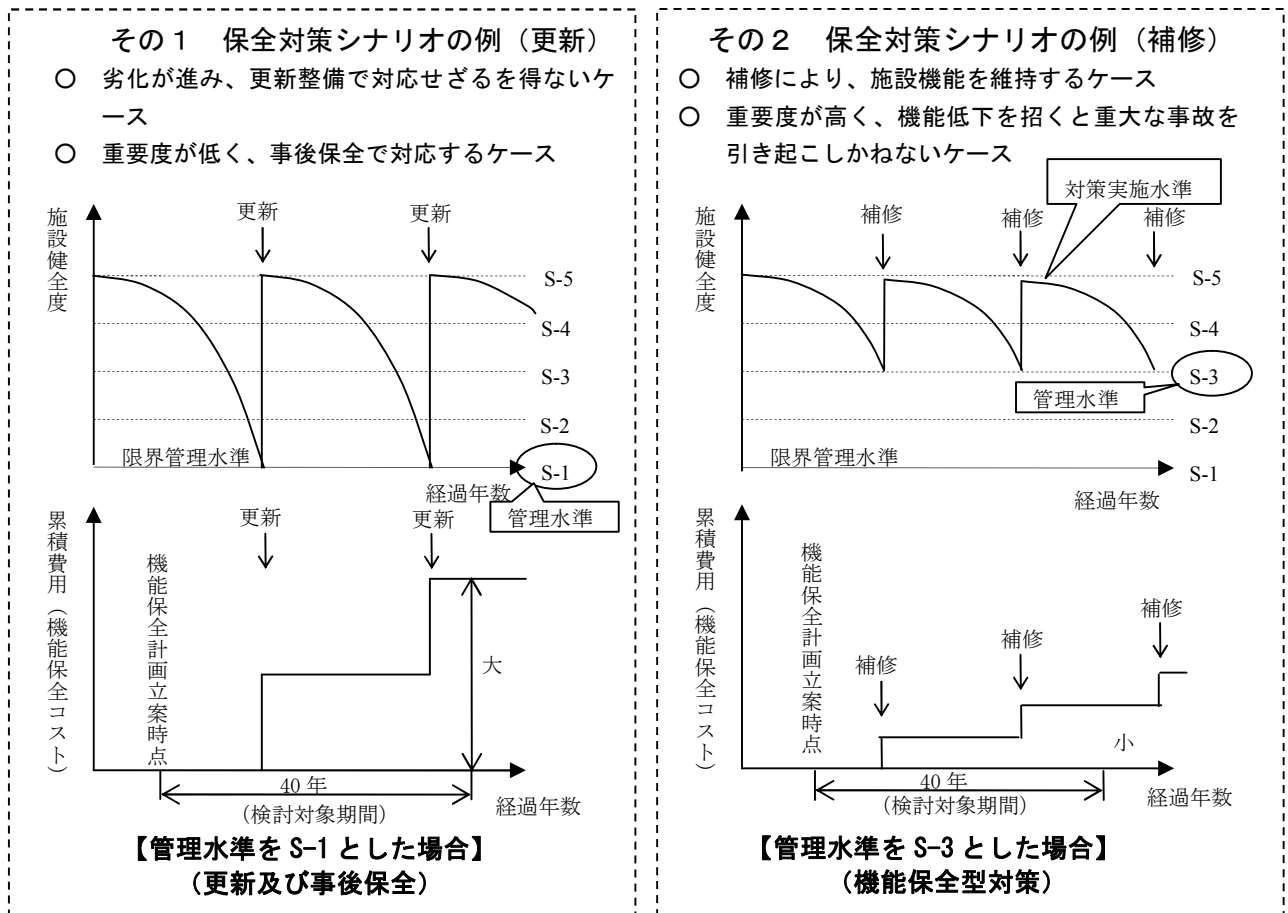


図 4-6 保全対策コストの考え方の例

**ここがポイント③**

- ◎ 3次診断（水路については2次診断）の結果、健全度（劣化度判定）S-1（A）、S-2（B）、S-3（C）と判断された施設については、必要な対策を行います。
- ◎ 施設の重要度によっては、例え S-3（C）判定の場合でも、早急な対策工事を講じる必要があります。
- ◎ 施設の重要度や今後の維持管理経費などを考慮して、更新を選ぶのか、あるいは、補修や補強などの対応を取るのか判断する必要があります。

e 機能保全計画策定

関係機関等との合意形成を図り、対策工事の時期、対策工法など定めた機能保全計画を策定します。また、当面の対策が必要でない施設は、次回の機能診断の実施時期を設定します。

**エ ステップ④ 保全管理年次スケジュール** 機能診断年次計画、対策工事年次計画

施設管理者は、保全管理年次計画（機能診断年次計画及び対策工事年次計画）を作成・管理し、計画的に施設の保全管理を行います。

(ア) 機能診断年次計画

機能診断（1次、2次、3次診断）スケジュールの作成

(イ) 対策工事年次計画

機能診断の結果や機能保全計画を踏まえ、対策工事スケジュールを作成

**ここがポイント④**

- ◎ 施設の寿命は、いつか必ず訪れます。
- ◎ 特に重要度の高い施設については、対応が遅れると、応急対策に多額の経費がかかる場合もあるので計画的な対応が必要です。
- ◎ 施設管理者は、施設の重要度に応じ、対策工事の優先順位を決めることも必要です。
- ◎ 重要度を決定する要素は、施設の規模、種類、受益面積、健全度（劣化度）、対策事業費など様々であることから、これらの要素を基に総合的に判断します。
- ◎ 施設管理者において、予め施設の重要度を設定しておくことも必要です。
- ◎ 経済状況や財政状況により、事業費の平準化に向けた検討も必要です。但し、健全度（劣化度）ランクが変動しない範囲で、対策時期を調整します。
- ◎ 機能診断や対策工事に備え、資金の準備が必要です。
- ◎ 突発的に生じた事故の場合、補助事業での対応が困難な場合もあります。

**【注意事項】 「慣行水利権に基づき取水している施設の改修」について  
（河川法第23条（流水の占有の許可）の関係）**

慣行水利権は、河川法で保護されている権利で、社会的な承認を受け、地域的、歴史的に合理的なものとして運用されています。しかし、その取水量は、一般的に許可水利権のような最大取水量という形で定められていないものが多くなっています。

慣行水利権に基づき取水している施設を改修するに当たり、河川法第24条（土地の占有の許可）及び第26条第1項（工作物の新築等の許可）など河川法に基づく適正な手続きが必要となります。その際、河川管理者より慣行水利権から許可水利権に切り替えるよう要請される場合がありますが、慣行水利権者は、従来より、この権利内容に基づき営農を行っていることから、地区内の水路の再編等を行わず水利権を切り替えた場合、営農や水管理等に支障が生じ混乱を招く恐れがありますので、河川管理者より水利権の切替を要請された場合は、地域の実情を十分調査した上で、対応を検討する必要があります。

なお、この調整には期間を要するので、早めの対応が必要となります。

**オ ステップ⑤ 対策工事 整備補修、更新**

機能保全計画及び保全管理年次計画に基づき対策を実施します。

**ここがポイント⑤**

- ◎ 資金計画を立て、補助事業の活用も勘案し、適時・適切な対策工事が必要です。

**保全管理年次スケジュール対象外施設について**

農業水利施設保全管理指針には、農業水利施設の保全管理に向けた基本的な考え方が記されています。対象外施設についても、本指針を参考に、施設管理者が中心となり、適切な保全管理を行うことが必要です。



## 4-2 保安全管理に係る情報の整理

農業水利施設の適切な保安全管理に向けて、施設の基本情報、補修等履歴情報、維持管理情報、機能診断情報、保安全管理年次計画の情報を適切に管理・運用します。

### (1) 対象施設

農業水利施設保安全管理情報の対象施設は、第3章3-3(2)ア(7)の施設を対象とします。

### (2) 管理する情報

#### ア 施設基本情報

- (7) 施設名
- (イ) 関係市町名
- (ウ) 施設管理者名
- (エ) 水系名（河川名）
- (オ) 事業主体の区分
- (カ) 建設年度
- (キ) 耐用年数
- (ク) 耐用期限
- (ケ) 受益面積、延長
- (コ) 水利権の区分
- (サ) 最大取水量
- (シ) 型式 ライニングの有無、主たる構造、寸法
- (ス) 位置図
- (セ) その他

#### イ 補修等履歴情報

整備補修や不具合に関する情報

#### ウ 維持管理情報

施設の保安全管理に係る情報（人員、費用など施設の運用に係る情報を含む）

#### エ 機能診断情報

劣化状況や劣化度判定に関する情報

#### オ 保安全管理年次計画

施設の機能診断と対策工事の年次計画を管理

##### (7) 機能診断

施設管理者は、関係機関等と連携し、施設の建設年度、更新予定時期、過去の補修履歴、定期診断結果を基に機能診断の実施スケジュールを作成し機能診断を実施します。

##### a 機能診断の区分

機能診断は、施設管理者が定期点検として行う1次診断（簡易診断）と、施設の構造や機能の変状を把握する2次診断（定期診断）、更に詳細点検を行う3次診断（詳細診断）に区分されます。（表4-1 機能診断区分 参照）

## b 地区設定の考え方

農業用水の供給や排水を効果的に機能させるためには、広域的にまとまりのある形で、農業水利施設の機能を保全管理する必要があります。

施設管理者が行う1次診断や施設の構造や機能の変状を把握する2次診断（定期診断）を実施する際は、土地改良区単位、水系単位、水利権単位で行うなど、一定地域の用排水を管理する農業水利システム全体を見据えて機能診断を行い、施設の状態を確認することが必要となります。

従って、幹線水路のみの部分的な機能診断においても、農業水利システム全体の機能・特性を理解した上で、機能診断を行うことが重要となります。

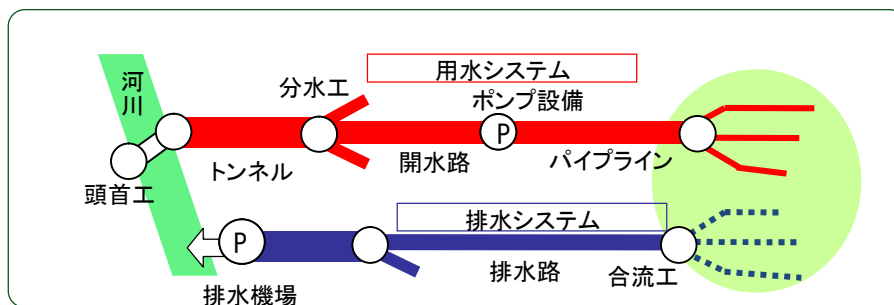


図 4-7 農業水利システムを構成する単位

### (イ) 対策工事

施設管理者は、関係機関等と連携し、機能診断結果を踏まえて作成した機能保全計画に基づき対策工事年次計画を作成します。対策工事は、機能診断における地区設定の考え方と同様に、農業水利システムを構成する施設ごとに、適切に行うことが重要です。

また、対策事業費が単年度に集中するなど、予算を超過する場合は、対策優先度をもとに、健全度が変わらない範囲で対策時期を調整し事業費の平準化を図ります。

## (3) 農業水利施設保全管理情報の整備スケジュール

今後、10年間については、耐用年数を迎える施設が増加しその機能低下が懸念されることから早急な対応が求められます。このため、次のとおり計画的に機能診断や対策工事を実施します。

### ア 緊急対策期間 (H23~H27)

すでに施設機能を果たすことが困難となっている施設や施設機能に影響が生じている施設及び標準的な耐用年数を経過している施設について、3次診断（詳細診断）や対策工事など早急な対策を講じるとともに、農業水利施設保全管理情報を整備し、施設の計画的な保全管理に取り組みます。

### (ア) 基幹的水利施設

H20~21 基礎調査及び、水土保全強化対策事業の機能診断結果に基づき計画的に施設を保全管理します。

#### a 農業水利施設の基本情報の作成及びデータの一元化

- b A又はB判定を受けた施設の3次診断又は対策工事の実施
- c C判定を受けた施設の補修等の実施（必要に応じ3次診断の検討）
- d 耐用年数を迎えた施設の3次診断の実施
- e 緊急対策期間における保全管理年次計画（機能診断や対策工事スケジュール）の作成及び機能診断・対策工事の実施
- f 10年間の保全管理年次計画（案）の作成

(イ) 水利施設

H21 現況調査及び、水土保全強化対策事業の機能診断結果に基づき計画的に施設を保全管理します。

- a H21 現況調査内容の再確認（特にずい道）
- b 農業水利施設の基本情報の作成及びデータの一元化
- c 日常管理や2次診断に基づく劣化状況の把握
- d 緊急対策期間における保全管理年次計画の作成及び機能診断・対策工事の実施
- e 10年間の保全管理年次計画（案）の作成

イ 機能保全対策期間（H28～H32）

保全管理年次計画に基づき計画的に対策に取り組むとともに、施設の日常管理や機能診断などの監視結果を適切に反映させ対策を行います。

(ア) 基幹的水利施設

- a 耐用年数を迎えた施設の3次診断の実施
- b 機能保全対策期間における保全管理年次計画の作成及び機能診断・対策工事の実施
- c 10年間の保全管理年次計画（案）の作成

(イ) 水利施設

- a 機能保全対策期間における保全管理年次計画の作成及び機能診断・対策工事の実施
- b 10年間の保全管理年次計画（案）の作成

表 4-6 農業水利施設保全管理情報の整備スケジュール

対策期間 施設区分	緊急対策期間					機能保全対策期間				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
基幹的水利施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業水利施設の基本情報の作成</li> <li>○3次診断(詳細診断)又は対策工事の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能診断結果 判定 A B (H20～21基礎調査)</li> <li>・耐用年数を経過した単体施設</li> </ul> </li> <li>○補修工事等の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能診断結果 判定 C (H20～21基礎調査)</li> </ul> </li> <li>○保全管理年次計画の作成及び計画に基づく機能診断・対策工事の実施</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>○3次診断(詳細診断)の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数を経過した単体施設</li> <li>・2次診断(定期診断)の結果、必要となった施設</li> </ul> </li> <li>○保全管理年次計画の作成及び計画に基づく機能診断・対策工事の実施</li> </ul>				
水利施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業水利施設の基本情報の作成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・特にずい道の基本情報</li> </ul> </li> <li>○1次診断や2次診断に基づく劣化状況の把握</li> <li>○3次診断(詳細診断)又は対策工事の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・H21現況調査結果5年以内に改修する要望が上 がっている施設</li> </ul> </li> <li>○保全管理年次計画の作成及び計画に基づく機能診断・対策工事の実施</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>○3次診断(詳細診断)の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・2次診断(定期診断)の結果、必要となった施設</li> </ul> </li> <li>○保全管理年次計画の作成及び計画に基づく機能診断・対策工事の実施</li> </ul>				

#### (4) 農業水利施設の保安全管理に係る施策体系 (参考資料)

農業水利施設の保安全管理に係る事業制度は多岐にわたっており、行政機関、関係団体、施設管理者の間で十分調整を図り、適切な事業を選択することが必要です。

表 4-7 農業水利施設の保安全管理に係る施策体系 (平成 22 年度)

区分		末端支配面積100ha以上かつ 受益面積100ha以上	末端支配面積100ha未満かつ 受益面積100ha以上	受益面積100ha未満			
施設区分及び 末端支配面積と受益面積の考え方		<p>頭首工A: 支配面積100ha かつ受益面積100ha</p> <p>頭首工B: 支配面積70ha 頭首工C: 支配面積30ha 頭首工BとCを一体的に補修する場合、受益面積は70+30=100haとなる。</p>	<p>頭首工D: 支配面積60ha 頭首工E: 支配面積40ha 頭首工DとEを一体的に補修する場合、受益面積は60ha (40haは重複)となる。</p>				
機能診断・対策等	ソフト 造成主体	国	国営造成水利施設保全対策指導事業				
		県	保全計画 機能診断		農山漁村地域整備交付金 [基幹水利施設ストックマネジメント事業]		
		団体 (その他)	[農山漁村地域整備交付金] 地域農業水利施設ストックマネジメント事業	水土保全強化対策事業費 [土地改良施設管理円滑化事業 (土地改良施設診断業務)]			
	ハード・機能向上は対象外 ストックマネジメント	造成主体	国	国営	国営かんがい排水事業 (施設整備) <10億円以上 (3000ha以上末端500ha以上)		
				県営	法事業	農山漁村地域整備交付金 [基幹水利施設ストックマネジメント事業] <2千万円以上	
			県	団体営	法事業	農山漁村地域整備交付金 [地域農業水利施設ストックマネジメント事業] <3千万円以上 (10ha以上)	
					予算補助	※但し、地域ストックマネジメント事業を活用して機能診断を実施した地区の受益要件は100ha以上	
			団体営 (河川 改修)	法事業	農山漁村地域整備交付金 [基幹水利施設ストックマネジメント事業] <2千万円以上		
				予算補助	農山漁村地域整備交付金 [基幹水利施設ストックマネジメント事業] <2千万円以上		
			区分無	その他	法事業	農山漁村地域整備交付金 [地域農業水利施設ストックマネジメント事業] <3千万円以上 (10ha以上)	
予算補助					※但し、地域ストックマネジメント事業を活用して機能診断を実施した地区の受益要件は100ha以上		
新設・ 機能向上			全面的更新	法事業	土地改良施設維持管理適正化事業 <2百万円以上> 県単農業農村整備事業 <30万円以上> (1ha以上) 農地・水・環境保全向上対策		
				予算補助	国営かんがい排水事業 (3000ha以上 末端500ha以上) 農山漁村地域整備交付金 (かん排100ha以上、排特20ha以上、ため池等20ha以上) [都道府県営かんがい排水事業等、ため池等整備事業] 農山漁村活性化 プロジェクト支援交付金 [基盤整備] 県単農業農村整備事業 <30万円以上> (1ha以上)		

※事業費要件: < >  
※面積要件: ( )

#### 法事業と予算補助事業の違い

法事業: 土地改良法に基づき事業を実施

予算補助: 土地改良法に基づかないで事業を実施